

○ 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。） 、法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）及び法第四条第三項に規定する特定投資家等取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。以下同じ。）をいう。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第六項に規定する通知書をいう。</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>十二 届出仮目論見書 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 有価証券の売出し 法第二条第四項に規定する有価証券の売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。） 及び法第四条第二項に規定する適格機関投資家取得有価証券一般勧誘（法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当するものを除く。）をいう。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>八 有価証券通知書 法第四条第五項に規定する通知書をいう。</p> <p>九～十一 (略)</p> <p>十二 届出仮目論見書 法第二十七条において準用する法第十三条第一項の規定による目論見書のうち、当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が効力を生じる日前において使用するものをいう。</p>

十三く十五 (略)

十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第六項に規定する通知書をいう。

十七く二十三 (略)

二十四 特定投資家向け売付け勧誘等 法第二条第六項に規定する特定投資家向け売付け勧誘等をいう。

二十五 特定投資家向け有価証券 法第四条第三項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。

二十六 特定投資家向け取得勧誘 法第四条第三項第一号に規定する特定投資家向け取得勧誘をいう。

二十七 特定証券等情報 法第二十七条の三十三に規定する特定証券等情報をいう。

二十八 発行者等情報 法第二十七条の三十四に規定する発行者等情報をいう。

(届出を要しない特定投資家向け有価証券の一般投資家向け勧誘)

第一条の五 法第四条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、同項第三号に該当することとなつた外国債等の所有者(当該外国債等の発行者を除く。)が当該外国債等(同号に該当することとなつた日前から所有するものに限る。)について、当該日から起算して一年を経過する日までの間に特定投資家等取得有価証券一般勧誘を行う場合とする。

十三く十五 (略)

十六 発行登録通知書 法第二十七条において準用する法第二十三条の八第四項において準用する法第四条第五項に規定する通知書をいう。

十七く二十三 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(同一種類の有価証券)

第一条の六 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。)第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が同一である外国債等とする。

(新設)

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲)

第一条の七 令第二条の十二の二第一項に規定する内閣府令で定める有価証券は、特定上場有価証券(法第二条第三十三項に規定する特定上場有価証券をいう。)で外国債等に該当するもの及び特定店頭売買有価証券(令第二条の十二の二第三項第二号に規定する特定店頭売買有価証券をいう。)で外国債等に該当するものとする。

(新設)

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手續等)

第一条の八 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券で外国債等に該当するものの発行者が同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、これを関東財務局長に提出しなければならない。

(新設)

- 一 申請時における当該外国債等の所有者の名簿の写し
- 二 当該承認申請書に記載された当該外国債等の発行者の代表者が、当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であること

を証する書面

三 当該外国債等の発行者が、本邦内に住所を有する者に、当該承認申請書の提出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を付与したことを証する書面

2 発行者が外国債等の発行者である場合における令第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、申請のあつた日の属する会計年度又は事業年度（以下「会計年度等」という。）の直前会計年度等の末日及び直前会計年度等の開始の日前二年以内に開始した会計年度等の末日において当該外国債等の保管の委託を受けている金融商品取引業者等（法第三十四条に規定する金融商品取引業者等という。）の有する当該外国債等の所有者の名簿に記載されている者（非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十一条の十五第二項第二号ロ及び第十三条の二第四項において同じ。）を除く。）の数とする。

3 第一項各号に掲げる書類が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

（有価証券通知書）

第二条 法第四条第六項の規定により外国債等の発行者が提出する有価証券通知書は、第一号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 （略）

3 外国債等に係る法第四条第六項ただし書（法第二十七条において

（有価証券通知書）

第二条 法第四条第五項の規定により外国債等の発行者が提出する有価証券通知書は、第一号様式により作成し、関東財務局長に提出しなければならない。

2 （略）

3 外国債等に係る法第四条第五項ただし書（法第二十七条において

準用する法第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）
に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（開示が行われている場合）

第三条の二 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項から第三項までの規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

準用する法第二十三条の八第四項において準用する場合を含む。）
に規定する内閣府令で定める金額は、千万円とする。

（開示が行われている場合）

第三条の二 法第四条第六項に規定する内閣府令で定める場合は、当該有価証券が外国債等である場合には次に掲げる場合とする。

一 当該外国債等と同一の発行に係る外国債等について既に行われた売出し又は当該外国債等と同種の外国債等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号。以下「定義府令」という。）第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事項が当該外国債等と同一である他の外国債等をいう。以下この条において同じ。）について既に行われた募集若しくは売出しに関する法第四条第一項又は第二項の規定による届出がその効力を生じている場合（当該外国債等の発行者が法第二十七条において準用する法第二十四条第一項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。）

二・三 （略）

（届出を要する有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項）

第十条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号イ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

イ 当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書 次に掲げる事項

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四條第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書 次に掲げる事項

一 届出目論見書

イ 当該目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出がその効力を生じている旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

イ 当該仮目論見書に係る有価証券の募集又は売出しに関し、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われている場合には、当該届出をした日及び当該届出の効力が生じていない旨

ロ・ハ (略)

2 (略)

(既に開示された有価証券に係る交付しなければならない目論見書の特記事項)

第十一条 法第二十七条において準用する法第十三条第二項第一号ロ(2)に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる目論見書の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 届出目論見書

イ 有価証券の売出しに係る目論見書の場合には、法第四條第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨

ロ・ハ (略)

二 届出仮目論見書

- イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていない旨
ロ・ハ (略)
- 2 (略)

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十一条の十三の二 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項各号に掲げる行為を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、次項各号又は第三項各号に掲げる事項を告知しなければならない。

- 一 取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。次号において同じ。）を行う場合 当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法

- 二 店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下この号において同じ。）において行う取引又はこれに密接に関連する取引に係る売付け勧誘等を行う場合 当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会を介して行う方法その他の当該認可金融商品取引業協会の定める規則において定める方法

- イ 有価証券の売出しに係る仮目論見書の場合には、法第四条第一項又は第二項の規定による届出が行われていない旨
ロ・ハ (略)
- 2 (略)

(新設)

-
- 三 前二号に掲げる場合以外の場合 自ら、又は他の者に委託して行う方法
- 2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に関し法第四条第一項から第三項までの規定による届出が行われていないこと。
 - 二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等が特定投資家向け有価証券に該当し、又は該当することとなること。
 - 三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十一条の三又は令第一条の八の二第一号ロ若しくは第二号ロ若しくは定義府令第十三条の三に規定する条件が付されている場合には、その内容
 - 四 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。
 - 五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報若しくは当該特定投資家向け取得勧誘若しくは当該特定投資家向け売付け勧誘等に係る外国債等について既に行われた特
-

-
- 定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により発行者等情報が公表されている場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）
- 六 当該外国債等の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。
- 3 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- 一 当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等が特定投資家向け有価証券に該当すること。
 - 二 当該特定投資家向け有価証券に関して開示が行われている場合に該当しないこと。
 - 三 当該有価証券交付勧誘等が第一条の五に規定する場合に該当するものとして行われる場合には、その旨
 - 四 当該特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。
 - 五 法第二十七条の三十一第二項の規定により当該有価証券交付勧誘等に係る外国債等について既に行われた特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る特定証券等情報が公表されている場合又は法第二十七条の三十二第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定により発行者等情報が公表されている
-

場合には、その旨及び公表の方法（当該公表に係るホームページアドレスを含む。）

六 当該外国債等の所有者に対し、法第二十七条の三十二の規定により発行者等情報の提供又は公表が行われること。

（少数者向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数者向け勧誘（同項に規定する少数者向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十一条の十五 （略）

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 （略）

（少数者向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十一条の十四 法第二十七条において準用する法第二十三条の第十三項に規定する内閣府令で定める事項は、当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少数者向け勧誘（同項に規定する少数者向け勧誘をいう。）に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一・二 （略）

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十三第三項に規定する内閣府令で定める金額は、一億円とする。

（海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要件等）

第十一条の十五 （略）

2 法第二十七条において準用する法第二十三条の十四第一項に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のすべてを満たすこととする。

一 （略）

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該有価証券報告書に係る会計年度等終了の日

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国債等の発行者の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

二 次のいずれかの場合に該当すること。

イ (略)

ロ 当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、かつ、当該有価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取引業者又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。第十三条の二第四項において同じ）に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わないことを約することを条件として勧誘を行う場合（イに掲げる場合を除く。）

ハ (略)

3 8 (略)

(有価証券報告書の提出期限の承認の手続等)

第十三条 法第二十七条において準用する法第二十四条第一項各号に掲げる有価証券の発行者である外国債等の発行者が令第三条の四ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならない。

一 (略)

二 当該有価証券報告書に係る会計年度又は事業年度（以下この条及び第十四条の四において「会計年度等」という。）終了の日

三 当該有価証券報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該外国債等の発行者の本国の法令又は慣行に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法

2 第四条の規定は、外国債等の発行者が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

二 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国債等の発行者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、有価証券報告書をその会計年度等経過後六月以内（当該会計年度等に係る有価証券報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後六月以内（直前会計年度等に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日

（新設）

（新設）

2 第一項に規定する承認申請書には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文を添付しなければならない。

3 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当該外国債等の発行者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその会計年度等経過後六月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後六月以内（直前会計年度等に係る有価証券報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日

期間内)の日である場合には、その直前会計年度等)から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

5 前項の承認(第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。)は、前項の外国債等の発行者が毎会計年度等経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。

7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国者報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書を提出しようとする報告書提出外国者が令

の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る有価証券報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国債等の発行者が毎会計年度等経過後六月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同一内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二 (略)

(新設)

5 第二項及び前項に掲げる書類が日本語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。

(外国者報告書の提出期限の承認の手続等)

第十四条の四 法第二十七条において準用する法第二十四条第八項の規定により外国者報告書を提出しようとする報告書提出外国者が令

第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 当該外国人報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国人の本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由に関する事項

四 前号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、第四項の承認を受けた場合及び前号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合に直ちにその旨を多数の者が知り得る状態に置くための方法を提出する場合について準用する。

2| 第四条の規定は、報告書提出外国人が前項に規定する承認申請書を提出する場合について準用する。

3| 第一項に規定する承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

二 第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合以外の場合には、当該理由を証する書面

4| 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当

第四条の二の二ただし書に規定する承認を受けようとする場合には、次に掲げる事項を記載した承認申請書を関東財務局長に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

三 当該外国人報告書の提出に関して当該承認を必要とする理由となる当該報告書提出外国人の本国の法令又は慣行に関する事項

(新設)

(新設)

2| 前項に規定する承認申請書には、当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門担当部局の責任者又は法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文を添付しなければならない。

3| 関東財務局長は、第一項の承認の申請があつた場合において、当

該報告書提出外国者が、その本国の法令又は慣行その他やむを得ない理由により、外国者報告書をその会計年度等経過後四月以内（当該会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して同項の承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後四月以内（直前会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る外国者報告書について、承認するものとする。

5 前項の承認（第一項第三号に規定する理由が本国の法令又は慣行である場合に限る。）は、前項の報告書提出外国者が毎会計年度等経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二（略）

6 第四項の承認に係る第一項第三号に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、関東財務局長は、第四項の承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かって取り消すことができる。

該報告書提出外国者が、その本国の法令又は慣行により、外国者報告書をその会計年度等経過後四月以内に提出できないと認めるときは、当該申請のあつた日の属する会計年度等（その日が会計年度等開始後四月以内（直前会計年度等に係る外国者報告書の提出に関して当該承認を受けている場合には、当該承認を受けた期間内）の日である場合には、その直前会計年度等）から当該申請に係る同項第三号に規定する事項について消滅又は変更があることとなる日の属する会計年度等の直前会計年度等までの各会計年度等に係る外国者報告書について、承認するものとする。

4 前項の承認は、同項の報告書提出外国者が毎会計年度等経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書面を関東財務局長に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項を記載した書面については、当該書面提出前五年以内に提出されたものと同内容のものである場合には、当該書面は提出しないことができる。

一・二（略）

（新設）

<p>7 第三項各号に掲げる書類及び第五項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の三 (略)</p>	<p>5 第二項に規定する書類及び前項各号に掲げる事項を記載した書面が日本語又は英語をもつて記載したものでないときは、その訳文を付さなければならない。</p> <p>(法第二十三条の十三第二項又は第四項の規定により交付しなければならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)</p> <p>第十八条の三 (略)</p>
---	---